規則第３条第２項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 測定方法 | 実測濃度 | 試料における定量下限 | 試料における検出下限 | 測定量  （毒性等量） | 備 考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

備考　１　排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m3N（毒性等量にあってはng-TEQ/m3N）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、ng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g）とする。

２　測定方法の項においては、規則第２条第１項第４号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。

３　実測濃度の項においては、２の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。

４　実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。

５　実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

６　定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。

７　用語の定義は、規則第２条第１項第４号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

８　整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。